

野村地区

まちづくり協議会ニュース

発行：野村地区まちづくり協議会

第7号：平成24年5月

★地区まちづくり計画“認定”、特別指定区域“決定”

野村地区では、土地の弾力的な活用により地区の活性化を図りたいと、一昨年の夏よりまちづくり協議会を設立し、田園まちづくり制度に基づく地区まちづくり計画及び特別指定区域の検討を行ってきました。

約1年半の協議・検討を重ね、昨年11月13日の野村地区まちづくり協議会総会において「地区まちづくり計画及び特別指定区域の案」を賛成多数で承認頂きました。その後、承認頂いた案を市長に申請及び申し出を行い、庁内での審議の結果、2月6日に野村地区の「地区まちづくり計画」が“認定”され、4月19日に「特別指定区域」が告示されました。【次ページ以降をご参照ください。詳細な資料については、野村公会堂、加古川市都市計画課でご覧頂けます。】

これにより、これまでの規制が緩和され、地縁者などの住宅が建てやすくなることから、野村地区の活性化につながっていくことを期待しています。

今後も、当地区では制度の周知に努め、特別指定区域の追加指定を検討するとともに、協定道路の拡幅など、まちづくり構想の実現に向けて取り組んでいきたいと考えていますので、今後も当地区のまちづくりにご参加、ご協力賜りますようよろしくお願い致します。



・まちづくり協議会総会の様子



地区まちづくり計画・特別指定区域がなぜ必要なのか？

1

私達の住む野村地区は加古川市の都市計画で「市街化調整区域」に指定されています。

★今、市街化調整区域では

人口は減少傾向にあり、市街地に比べると高齢化率が高く、工場などの閉鎖や店舗等の廃業、さらに既存宅地制度が廃止され転入者の住宅建設が困難になったことなどから地域の活力が低下しており、土地の弾力的な活用による活性化が必要になっています。

※市街化調整区域とは

豊かな自然環境や農業などを守るために無秩序な市街化を抑制する区域です。

市街化調整区域では、日常生活に必要な施設や農家用住宅・農業用倉庫などを除き、原則として住宅の建築や住宅開発は制限されています。

2

田園まちづくり制度により

- ・まちづくり協議会を組織
- ・地区まちづくり計画案作成
- ・特別指定区域の指定案作成



3

地縁者などの住宅や地域の活性化の取り組みなどに必要な建築物が許可されます。

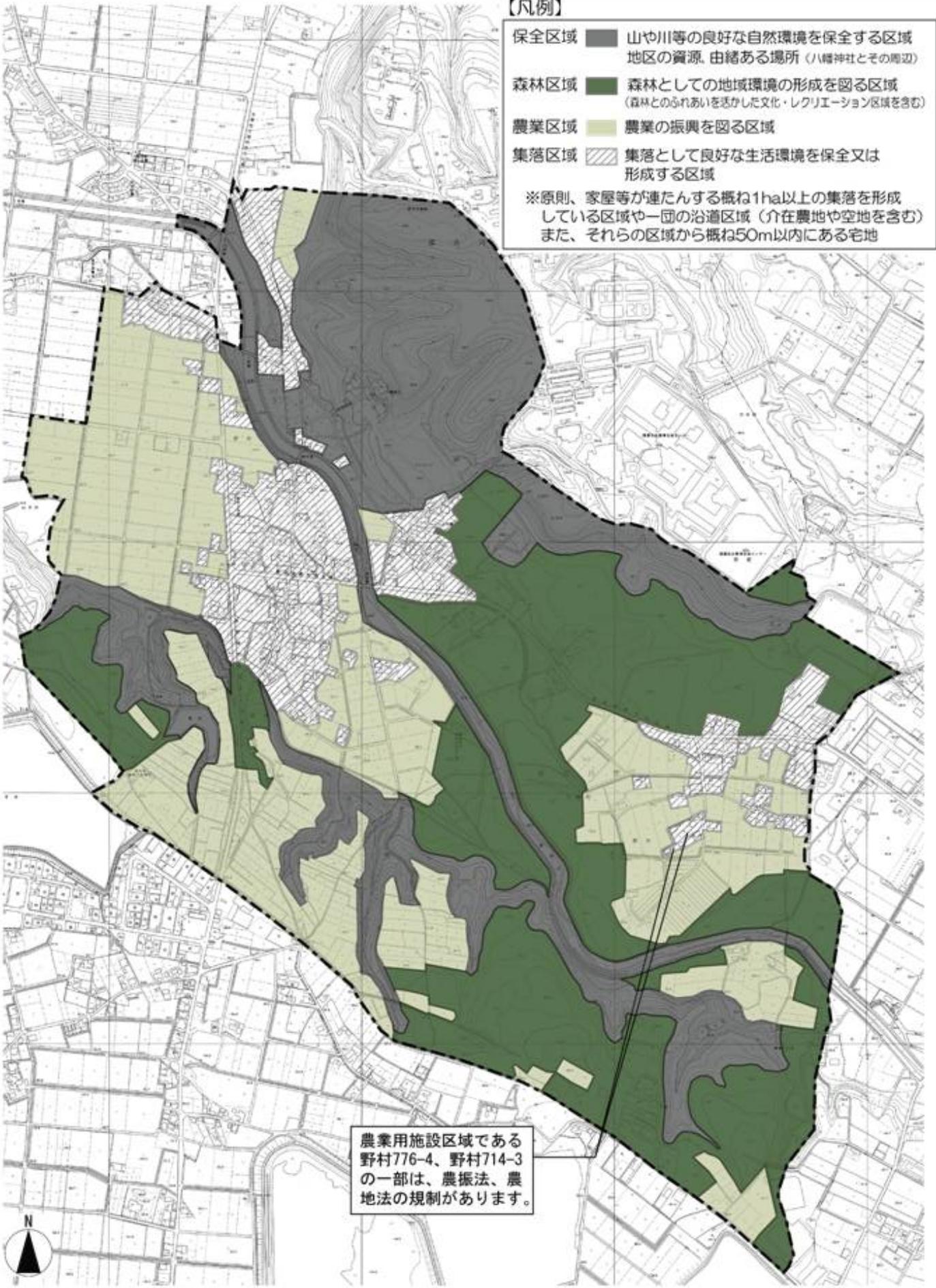
★地区まちづくり計画（まちづくりに関する方針、土地利用計画図）

■まちづくりに関する方針

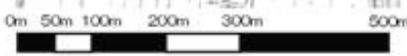
計画名称		野村地区田園まちづくり計画	
目標・テーマ	<p>豊かな自然と歴史・文化に包まれた風土の中で 安全・安心でうるおいのあるまちづくりをめざします</p> <p>八幡神社の御膝元、山林や田園風景等の豊かな自然に包まれた閑静な集落環境や地域に根ざした歴史・文化を保全・育成しつつ、野村の風土と調和した環境保全（守る）、公共施設の整備（創る）、土地利用等（活かす）を住民・事業者みんなで進めます。</p>		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・守る：水と緑の豊かな自然や田園風景、落ち着いた集落景観を保全します ・創る：安全・安心で快適な集落環境や便利でうるおいのあるまちを創ります ・活かす：野村の田園風土と調和した土地利用と歴史・文化を活かすまちづくりを進めます 		
新規居住者の住宅区域設定上限	<p style="text-align: center;">40戸</p> <p>※ 昭和46年以降でピークとなる昭和56年の人口（657人）と平成22年6月の人口（540人）を比べ、117人（657人－540人）増加が可能なことから、39戸分の新規居住者の住宅区域の設定が可能。（117人÷2.96人（平成21年の世帯当たり人数）≒40戸）</p>		
守る	1. 集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	10m（3階）以下 （構想図に示す住工共存区域（工場地等）については、15m以下）
		污水対策について	農業集落排水区域外では、合併浄化槽を設置します。
創る	2. 集落景観の保全・形成	地区景観計画（基準）の指定	<p>①全体：建物の形態・意匠は、周辺の田園風景や落ち着いた集落景観と調和するものとし、特に集落区域に近接する工場施設については、敷地外周部への緑化や建物の外観色彩に配慮するものとし、</p> <p>②屋根：■守るべき基準：屋根の色彩は、原色などのけばけばしい色彩は避け、落ち着いたものとし、</p> <p style="text-align: center;">★推奨基準：瓦等の明度の低い無彩色の傾斜屋根を推奨します。</p> <p>③外壁：■守るべき基準：外壁の色彩は、以下に示すマンセル表色系の彩度以下とします。（但し、自然素材を用いたものを除く）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>R(赤)・YR(橙)系：彩度6以下、Y(黄)系：彩度4以下、 他の色相：彩度2以下（※無彩色は対象外）</p> </div> <p style="text-align: center;">★推奨基準：木材や土壁材等の自然素材を用いたもの、又は、それらに近い色彩を用いた集落景観に調和するものを推奨します。</p> <p>④垣・柵：■守るべき基準（住工共存区域）：構想図に示す住工共存区域内の工場地については、道路や河川、水路に面する敷地際を生垣等により緑化することとします。</p> <p style="text-align: center;">★推奨基準：道路に面する垣・柵の構造は生垣が望ましい。塀を設ける場合は、自然素材を用いたまち並みに調和する意匠を推奨します。</p> <p>⑤空地利用：■守るべき基準：地区内の空地、工場跡地等において、まちの環境や美観を著しく損なう廃品ストックヤード等の土地利用は避けることとします。止むを得ない場合は、道路等の公共空間から堆積物が見えないよう生垣等により遮蔽することとします。</p>
		3. 公共施設の整備を図る取組み	道路・交通等の整備について
活かす	4. その他の施設の整備を図る取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園や便利施設、福祉施設等の誘致 ・移動店舗（食料品等）や定期的出前サービス（福祉等）のネットワークの構築 ・老人憩いの家等の世代別たまり場の設置の推進 	
	5. 安全安心対策	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の生活道路、通学路における車輛の通過交通の抑制 ・暗く危険な箇所への防犯灯（街路灯）の設置 	
	6. 歴史を活かす取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「野村の歴史・文化冊子」、「野村の歴史・文化散策マップ」等の作成・配布による地域PR 	
	7. 自然を活かす取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡宮農組合の農業振興施策との連携による美しい田園風景の保全・育成 ・自然を感じられるハイキングルートや散歩道の設定・整備・PR ・八幡神社ウラ山などへの桜や紅葉の植樹による彩り活動 ・草谷川沿いの遊歩道の整備や桜並木の植樹等による景観・環境改善 	
	8. 地縁者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡小学校区域 	
	【附 図】	<ul style="list-style-type: none"> ・野村地区 まちづくり構想図 ・野村地区まちづくり区分図 	

【凡例】

- 保全区域 山や川等の良好な自然環境を保全する区域
地区の資源、由緒ある場所（八幡神社とその周辺）
 - 森林区域 森林としての地域環境の形成を図る区域
（森林とのふれあいを活かした文化・レクリエーション区域を含む）
 - 農業区域 農業の振興を図る区域
 - 集落区域 集落として良好な生活環境を保全又は
形成する区域
- ※原則、家屋等が連たんする概ね1ha以上の集落を形成している区域や一団の沿道区域（介在農地や空地を含む）また、それらの区域から概ね50m以内にある宅地



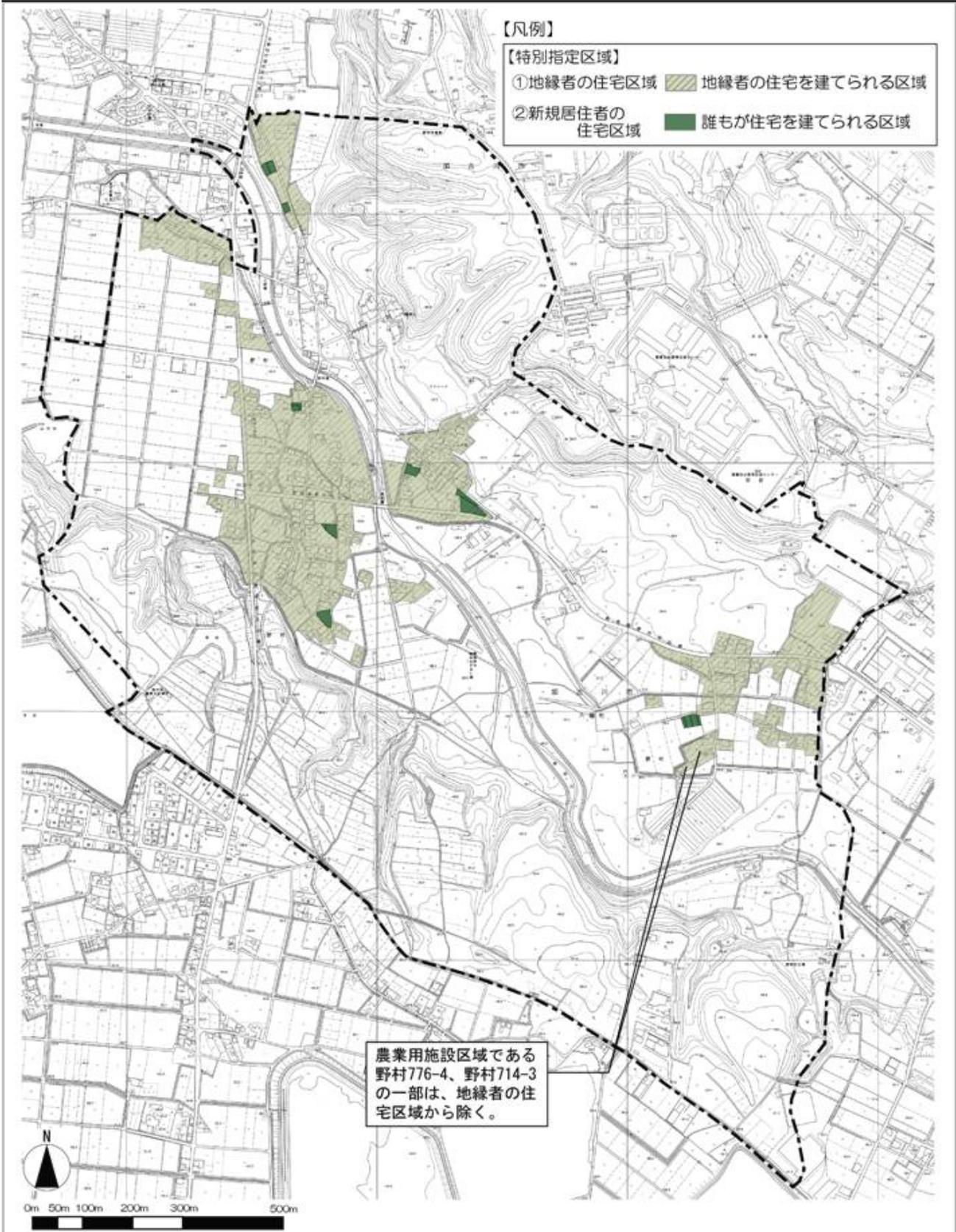
農業用施設区域である野村776-4、野村714-3の一部は、農振法、農地法の規制があります。



★ 特別指定区域（特別指定区域の区域図 など）

■ 特別指定区域の区域図

野村地区



＜お問い合わせ先＞

当地区の田園まちづくりについてご意見、ご質問がありましたら、下記までお問合せ下さい。

野村地区まちづくり協議会

会長：

(TEL：

)